

## 倫理委員会規程

制 定 2012(平成24)年12月1日  
2012(平成24)年度第3回理事会

### (目的)

第1条 この規程は、定款第59条の規定に基づき、公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）倫理委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

(1) 会員規律の維持、向上のために必要な方策を企画立案すること。

(2) 前号のほか、会員の規律に関する重要事項について、理事会の諮問に応じ、又は理事会に意見を述べること。

(3) 定款第9条に定める会員の除名及びこの規程第7条に定める懲戒に関し、必要な審査及び決定を行い、理事会にその結果を報告すること。

### (委員)

第3条 委員会の委員は、本会の会員及び学識経験者のうちから、理事会が選出し、会長が委嘱する。

2 委員は10名以内とする。

3 委員のうち、本会の理事は3名を超えてはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職を行う。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会には委員長1名、及び副委員長2名以内を置くこととし、委員のうちから互選により選任する。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

4 委員長及び副委員長に事故あるとき又は欠けたときは、互選により、他の委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ、委員長が随時招集する。

2 会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ議題、日時、場所その他必要な事項を通知しなければならない。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、議題につき、書面をもってあらかじめ意見を表明した委員は、出席者とみなす。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が採決するところによる。ただし、除名に関する議決は、出席した委員の3分の2以上の多

数決をもって決し、事案を代議員総会に付すものとする。

5 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面をもって委員の意見を求めることにより、委員会の議決に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

6 委員は、自己に特別の利害関係がある議案の審議及び議決に加わることができない。

7 委員会の会議は、原則として非公開とする。ただし、委員長は、適当と認める者に対して、参考人として会議への出席を求め、資料提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(懲戒の種類)

第6条 懲戒の種類は、軽重の順に、(1) 戒告、(2) 会員に与えられた権利の停止、(3) 除名、とする。

(懲戒)

第7条 委員会は、会員の規律に係る情報を入手した場合は、懲戒に関する審査を開始する相応の事由の有無につき、委員長の指名する委員2名及び事務局による事前審査を行うこととする。この場合、当該情報に係る会員又は関係者から、文書又は口頭による説明、若しくは資料の提出を求めることができる。

2 委員長は、事前審査の結果に基づき、委員会において懲戒事由に該当するか否かの審査開始の可否を決定し、委員に報告する。

3 委員会は、審査を行うに当たっては、当該会員に対し、書面又は口頭をもって審問し、当該会員が弁明するための十分な機会を与えなければならない。ただし、当該会員が同意したときは、第1項の事前審査をもって審問に代えることができる。

4 前項の審問のため、当該会員に出頭を求めるときは、当該会員があらかじめ委員会に届け出た2名以内の補佐人の同席を認めることができる。

委員会における口頭審問は、委員長の指名する委員3名がこれに当たり、その結果を委員会に報告する。

5 前各項に定めるほか、委員会は必要と認めるときは、関係者に対し、書面による説明、資料の提出又は委員会への出席を求めることができる。

6 委員会は、審査手続を終了したときは、速やかに事案について決議を行い、書面をもって、その内容及び理由を理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第8条 委員会の審議については、その経過及び結果を記録した議事録を作成する。議事録は、原則として非公開とする。

(細則)

第9条 委員会は、理事会の承認を得て、会費滞納会員に対する懲戒手続その他の委員会運営規則を定めることができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、本会の事務局の職員若干名をもって運営する。

3 事務局の職員は、委員会の会議その他の事務処理を通じて知り得た事実を他に漏らすてはならない。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、会長が起案し、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、公益社団法人日本語教育学会の設立の登記の日（平成 25 年 4 月 1 日）から施行する。